

令和6年度

最大 50 万円

特定空家等の除却費用を助成します

— 仙台市特定空家等除却促進補助事業 —

仙台市では、安全で安心に暮らすことのできる地域の実現を目指して、倒壊等のおそれのある危険な空家等を除却し、更地にする際に要する工事費の一部を補助します。

補助対象事業

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態など、特定空家等として市が判定した建築物等を除却し、更地にする工事※

○当該特定空家等に関し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく命令を受けている場合は対象になりません。

※補助金の交付決定後に着手し、交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに完了する工事

補助申請ができる方

特定空家等の所有者等または所有者の同意を得た方(法人不可)

※その他市税の滞納が無いなどの必要な条件があります。

所有する空家等が特定空家等でない場合は、事前に判定を受け、本補助金の交付対象と該当すると判定されたときのみ申請できます。

申請期間

申請期間: 令和6年5月10日(金)から令和6年12月27日(金)まで

※先着順。予算額に達した時点で受付を終了します。

※特定空家等の判定には、3週間程度時間がかかります。

※申請書類の確認や現地調査等を行った上で、補助金交付の可否を決定します。

※書類不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

補助額・対象となる経費

特定空家等の建築物等を除却し、更地にする工事に要する経費の1/3(上限50万円)

◆詳しくは、下記URLより仙台市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.sendai.jp/shiminsekatsu/kurashi/anzen/anzen/akiya/jokyaku.html>

(または仙台市ホームページ内で **空き家 除却** と検索ください。)

申請先・問い合わせ先

仙台市青葉区二日町1番23号
(アーバンネット勾当台ビル9階)
仙台市市民局生活安全安心部市民生活課
TEL:022-214-6148



□補助申請の流れは裏面をご参照ください□

【補助申請の主な流れ】

※特定空家等判定依頼(特定空家等と判定されていない場合のみ)

【申請に必要なもの】

- ①判定依頼書★
- ②位置図(縮尺、方位、空家等の位置がわかるもの)
- ③現況写真(建物外観がわかるもの)
- ④空家等の建築物の所有権を証明できる書類(建物の全部事項証明書等)
- ⑤補助金交付申請同意書★(依頼者が所有者以外の場合又は他の権利者がいる場合)
- ⑥立入同意書★

↓ 現地調査等

※仙台市特定空家等除却促進補助金該当(又は非該当)のお知らせ



(1)-1 交付申請(特定空家等判定依頼をした場合)

【申請に必要なもの】

- ①交付申請書★
- ②収支予算書★
- ③工事見積書
- ※宮城県知事に登録をした解体工事事業者又は建設業の許可を受けた者(土木工事業、建築工事業又は解体工事業に限る。)に請け負わせる工事でなければなりません。
- ④市税納付状況調査申請書★
- ⑤本人確認書類★(免許証、マイナンバーカード等の写し)

(1)-2 交付申請(特定空家等判定依頼が不要な場合)

【申請に必要なもの】

- (1)-1に記載の①～⑤に加え、
- ⑥位置図(縮尺、方位、空家等の位置がわかるもの)
- ⑦現況写真(建物外観がわかるもの)
- ⑧特定空家等の建築物等の所有権を証明できる書類(建物の全部事項証明書等)
- ⑨補助金交付申請同意書★
(申請者が所有者以外の場合又は他の権利者がいる場合)
- ⑩立入同意書★

↓ 書類等審査

(2) 補助金の交付決定

(3) 工事着手



(4) 工事完了報告 報告期限:工事完了～20日以内

【報告に必要なもの】

- ①実績報告書★
- ②工事契約書の写し
- ③補助対象経費に係る契約相手方からの請求書の写し
- ④工事完了後の写真(撮影日記入)

↓ 書類審査

(5) 補助金交付請求

【提出するもの】

- ①補助金交付請求書★
- ②工事代金の領収書の写し

★は指定様式